

前橋市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>8 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(審議会の運営)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに署名するものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(審議会の運営)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに<u>署名し、押印する</u>ものとする。</p> <p>4 省略</p>

前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(審議会の運営)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに署名するものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(審議会の運営)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに<u>署名し、押印する</u>ものとする。</p> <p>4 省略</p>

前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略

前橋都市計画事業二中地区(第三)土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略

前橋都市計画事業元総社蒼海土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略

前橋都市計画事業二中地区(第一)土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第16条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第16条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略

前橋勢多都市計画事業小暮土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略	(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略

3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。	3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。
4 省略	4 省略

前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第17条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略

前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(審議会の運営) 第16条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名する</u> ものとする。 4 省略	(審議会の運営) 第16条 省略 2 省略 3 審議会の会長は、審議会の会議ごとにその議事録を作成し、委員2人以上とともに <u>署名し、押印する</u> ものとする。 4 省略